

プラットフォームサービスに関する研究会
利用者WG

プラットフォームサービスに関する研究会
第二次とりまとめ（案） に対する意見

2022年8月25日

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
専務理事 岸原 孝昌

意見提出にあたって

MCFでは、これまで総務省の「スマートフォンプライバシーニシアティブ（SPI）」の主旨と取り組みに賛同して「アプリケーション・プライバシーポリシー」のガイドラインを策定するとともに、会員以外の一般にも広く公開することでSPIの普及に寄与し利用者情報の適切な取扱いを促進してきました。

また、モバイルコンテンツ分野のプライバシーマーク審査機関として、プライバシーマーク制度における「スマホ等の利用者情報の取扱い」を策定して、個人情報にとどまらず利用者情報の適切な取扱いにも貢献してきております。

今回の取り組みの主旨については賛同するとともに、官民連携に積極的に寄与していきたいと考えるため当団体の意見を真摯にご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

総論

- ▶ 政令・ガイドラインの検討を深めるため、法規制の目的となっている「通信関連プライバシー」の定義について
 - ▶ 特に利用者を与える根源的なリスクとは何か
 - ▶ 保護すべき人権とは何か
- ▶ 最新のインターネット・サービスでは、様々な機能、サーバー等を組み合わせて利用者に高度なサービスと利便性を提供している。（第二次とりまとめ（案）が示すとおり）そのため内と外を縦割りの的にわけるテレコムの発想ではなく、Data Free Flow with Trust（DFFT）のビジョンで示されているようにインターネット全体を水平的にわけて考える思想が必要。
 - ▶ 利用者に正当に事業を提供するトラストの領域を法規制の対象とすることは避けるべき。

【論点5：第27条の12第1号】措置を取ること を不要とする情報（送信をすることが必要 な情報）について

- ▶ プリミティブな機能だけでは不十分であり、ePrivacy規則案第8条1項a)～h)の除外項目の検討が必要
- ▶ 特に、我が国の利用者及び事業者双方に過度な負担をかけて世界で一番ユーザビリティの低いサービスを提供することとならないように「利用者にサービスを提供するために必要な場合」は重要
 - ▶ ゲームでの対戦において、①パンチがあたった～②倒れた～③勝った等の①～③のそれぞれの場面で、利用者に外部送信の確認を求めることとなる。
 - ▶ 商品・サービスを購入した場合、①商品サービス～②決済手段～③ポイント等の利用を画面で確認したあと、それぞれの場面で外部送信の確認を求めることとなる。
- ▶ 利用者に膨大な情報の確認を課すことは、利用者の利益に寄与せず透明性を確保するという主旨にも相反する。

【論点3：第27条の12柱書き】利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項はどのようなものか。

- ▶ 通知における「ポップアップ」や容易に知り得る状態における「1回の操作で到達できる場所に表示する」等は、民間の自由な取り組みを尊重するという今回の主旨に反して、手段を法令によって限定することとなっている。これは、将来のよりよき方法の可能性を潰すだけでなく、特商法や資金決済法等関連する他の法令での規定や法解釈、慣例等とのバランスまで壊すこととなる。
- ▶ 通知する、又は容易に知り得る状態に置くべき原則としては、「当該情報の表示を希望する利用者が該当情報が表示された場所に容易にたどり着くことができるようにする。」
- ▶ 膨大な情報が通知又は表示されることとなると、利用者の合理的な理解を阻害するため、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとしてプライバシーポリシーに記載することが推奨されているものと同程度をもって法の趣旨が充足されることが必要。

【第27条の12第4号】 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報について

- ▶ 当該規定におけるオプトアウト規定は、利用者情報を外部送信したあとで事後的にイ、ロの措置を提供することは許容されるのか？
- ▶ 事後的な措置が不可であった場合、取りうるべき選択肢として有効性がないのでないか？
- ▶ このような複雑でわかりづらい規定は事業者のコンプライアンス意識を阻害することとなるため、条文策定にあたってはわかりやすい規定とすべきである。